

議案第7号

取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第107号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手市立市民会館入口のロビーのみを利用する場合の使用料及び当該利用に係る申請の受付開始日を定めるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第107号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(利用の許可)</p> <p>第5条 市民会館の施設及び附属設備等(以下「施設等」という。)を利用する者は、利用日(連続して2日以上利用する場合にあっては、当該利用する期間の初日。以下同じ。)の属する月の12か月前<u>(市民会館の施設のうち、ロビーのみを利用する場合にあっては、3か月前)</u>の月の初日から利用日の14日前までに市長に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2から4まで (略)</p> | <p>(利用の許可)</p> <p>第5条 市民会館の施設及び附属設備等(以下「施設等」という。)を利用する者は、利用日(連続して2日以上利用する場合にあっては、当該利用する期間の初日。以下同じ。)の属する月の12か月前の月の初日から利用日の14日前までに市長に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2から4まで (略)</p> |

別表中

「

| | | |
|--------|------------------------------|---|
| ステージのみ | 入場無料のときの使用料の額に100分の30を乗じて得た額 | を |
|--------|------------------------------|---|

」

「

| | | |
|------------|-----------------------------------|---|
| 大ホールステージのみ | 大ホールの入場無料のときの使用料の額に100分の30を乗じて得た額 | に |
| ロビーのみ | 大ホールの使用料の額に100分の30を乗じて得た額 | |

」

改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料及び利用料金について適用する。